広報板の管理運営と利用基準

（目的）

第１条　島本町（以下「町」という。）が設置する広報板（以下「広報板」という。）は、町の各種の催しなどに関する情報を提供することや、地域での自治会などの公共的催しなどに関するポスターなど（以下「掲示物」という。）を掲示することを目的とする。

（管理及び運営）

第２条　広報板の適正な管理運営は、総合政策部政策企画課長（以下「管理者」という。）が行う。

⑴　広報板の維持、補修等に関すること。

⑵　広報板の経常的な掲示物に関する事務連絡は、次に掲げる者に依頼する。

ア　町の施設内に設置した広報板については、その施設を管理する者。

イ　前号以外の場所に設置した広報板については、管理者が適任と認めた者。

（設置基準）

第３条　広報板の設置は、原則として集会所、公園などの公共的な施設内に設置する。ただし、その他適当な設置場所として管理者が認めた場合は、それを管理する者の同意を得て設置することができる。

（掲示物の内容）

第４条　広報板に掲示できるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利目的、政治、布教活動に関する利用はできない。

⑴　町の催しなどに関するもの及び町が発行したもの。

⑵　町の後援がある催しなどに関するもの。

⑶　自治会がコミュニティづくりの一環として行う催しなどに関するもの及び公共及び公共的団体の催しなどに関するもの。

⑷　その他前号に準じ、管理者が適当と認めたもの。

（掲示期間）

第５条　掲示物の掲示期間は原則として一カ月以内とする。

（掲示および撤去）

第６条　広報板への掲示物の掲示及び撤去は、以下により取り扱うものとする。

⑴　広報板に掲示する場合（第４条第４号に該当するものに限る。）は、あらかじめその掲示物とともに広報板掲示申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、別記様式についてはその要件を具備するものに代えることができる。

⑵　前号に規定する申請を受けた掲示物は、管理者の発行する掲示シールを貼付するものとする。

⑶　広報板に掲示した掲示物の撤去は、掲示した者が責任をもって行わなければならない。

⑷　第４条第１号第２号及び第３号に該当するものを除く、申請がない掲示物及び前号の規定に従わないで放置されている掲示物の取り扱いについては管理者が決定する。

⑸　（自治会との協力関係）

第７条　その他、広報板の管理、運営及び利用について、自治会長連絡協議会等と協議を行うことができる。

附　則

この基準は、平成５年６月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和５年４月２８日から施行する。